平成30年梅雨期における豪雨及び 暴風雨による農林水産関係被害へ の支援対策について

参考資料

平成30年8月2日 平成30年8月9日改訂

災害復旧事業(農地・農業用施設等)の概要

1. 趣 旨

災害復旧事業(農地・農業用施設等)は、地震、豪雨等により被災した農地・農業用施設等の早期復旧を行い、農業生産活動の維持と農業経営の安定を図り、さらには国土の保全及び農村地域の安定性を向上させることを目的とする。

2. 事業内容

地震、豪雨等により被災した農地・農業用施設及び海岸保全施設等の災害復旧を行う。

3. 事業主体

国、都道府県、市町村、土地改良区等

4. 補助率

国費率、補助率:50/100、65/100等

※ 農家1戸当たりの事業費により国費率、補助率の嵩上げ制 度あり。

また、激甚災害に指定された場合、激甚法による補助率の 嵩上げ制度あり。(過去5カ年の実績をみると、農地約95%、 農業用施設約98%に嵩上げ)

5. お問い合わせ先

農村振興局整備部防災課(03-6744-2211)

農林水産業共同利用施設災害復旧事業

対策のポイント ———

異常な自然災害により被災した農林水産業共同利用施設の復旧に要する経費 を補助します。

<背景/課題>

異常な自然災害により、農林水産業共同利用施設に被害が発生した場合、農林水産業の早期再開・復旧を図るため、被災施設の速やかな復旧が必要です。

政策目標

被災した農林水産業共同利用施設の速やかな復旧

<主な内容>

異常な自然災害により被災した農林水産業共同利用施設の復旧に要する経費を補助します。

- (1)対象となる施設の所有者 農業協同組合、森林組合、水産業協同組合、農事組合法人、地方公共団体等
- (2)対象となる施設 農林水産物倉庫、農林水産物処理加工施設、共同作業場等の共同利用施設 ただし、法定耐用年数の1.4倍を経過していない施設に限ります。
- (3) 採択基準及び補助率

		松扣甘潍	補助率		
		採択基準	40万円まで の部分	40万円を超える部分	
一般災害		40万円以上	2/10		
油井巛中	告示地域**	13万円以上	4/10	9/10	
激甚災害	その他の地域	40万円以上	3/10	5/10	

※ 告示地域とは激甚災害法施行令第19条の規定に基づき告示された地域 具体的には、農地・農業用施設の年間災害復旧事業費(国の補助額を控除)の関係農家1戸 当たり負担額が2万円を超える地域

(4) 補助対象額

被災施設の復旧費を経年減価方式により算出した額。 ただし、当該施設の再取得に要する費用の20%を下限とします。

補助率: 9/10、5/10、4/10、3/10、2/10 事業実施主体: 農業協同組合、地方公共団体等

[お問い合わせ先:大臣官房文書課災害総合対策室(03-6744-2142)]

災害関連緊急治山事業

1 事業内容

再度災害を防止するため、災害により新たに発生し、又は拡大 した荒廃山地又はなだれ発生地につき、当該災害発生年に緊急に 復旧整備する保安施設事業。

2 採択基準

次のいずれかに該当し、1か所の復旧事業費が原則として600万円 を超えるもの。

- 鉄道、国道、都道府県道、市町村道のうち指定市道及び迂回路のないもの(激甚災害法第2条第1項の規定により指定された災害に係る市町村道にあっては、迂回路のあるものを含む。)、官公署、学校、病院等のうち重要なものに被害を与えると認められるもの。
- ・ 農地、農道(関係面積 1 O h a 以上)等に直接被害を与えると認められるもの。
- 人家10戸以上に被害を与えると認められるもの。など。
- 3 事業主体 都道府県
- 4 補助率

2/3

※激甚災害法:「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」

[お問い合わせ先: 林野庁治山課(03-3501-4756)]

治 山 施 設 災 害 復 旧 事 業 (林地荒廃防止施設及び地すべり防止施設災害復旧事業)

1 事業内容

地方公共団体が施行管理している林地荒廃防止施設及び地すべり防止施設が被災した場合の復旧事業。

2 事業主体

都道府県

(市町村)

3 補助率

2/3

(6.5/10)

4 採択限度額

1か所の工事の費用が120万円以上のもの(1か所の工事の費用が40万円以上のもの)

5 対象施設

治山ダムエ、土留工、護岸工、集水井工、アンカーエなど

注)

- ① 事業主体、補助率等の裸書きは負担法、()書は暫定法に基づくもの。
- ② 補助率については、激甚災による嵩上げ措置あり。 「お問い合わせ先: 林野庁治山課(03-3501-4756)]

林地崩壊防止事業

1 事業内容

激甚災害法により激甚災害として指定され、集落等に隣接する 林地に崩壊等が発生し、人命財産等に直接危害を及ぼすおそれが あるものについて、林地の保全上必要な施設を新設し再度災害を 防止するための事業で、国が関係都道府県に補助を行い市町村が 実施する事業。

2 事業主体

市町村

3 採択基準

市町村単位に、次のすべての条件を備えること。

- ① 激甚災害(激甚災害法の規定により指定されること。)により林地崩壊が発生し又は拡大したもの。
- ② 人家2戸以上又は公共施設に直接被害を与えるおそれがあるもの。
- ③ 1か所の事業費が200万円以上であること。
- ④ 同一市町村で、その事業費の合計額が300万円以上又は前年度の標準税収入額の10%以上のもの。
- ⑤ 都道府県が市町村に事業費の1/2を下らない率で補助すること。

4 補助率

事業費の1/2以内

5 施行期間

当該災害の発生した年の4月1日の属する会計年度以降おおむ ね3年以内。

※激甚災害法:「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」 「お問い合わせ先: 林野庁治山課 (03-3501-4756)]

林道施設災害復旧事業

1 事業内容

林地の利用または森林の保全・管理のため、地方公共団体、森林組合等が管理する林道が、自然災害により被災した場合、迅速・確実に復旧する事業

2 事業主体

都道府県、市町村及び森林組合等

- 3 採択基準
 - 1 箇所の工事の費用が40万円以上のもの
- 4 補助率
- (1) 基本補助率
 - ① 奥地幹線林道(幅員 3.0m 以上、利用対象森林面積 500ha 以上) 6.5/10
 - ② その他林道(奥地幹線林道以外の林道)5.0/10
- (2) 高率補助
 - ① 単年に甚大な被害を受けた地域の嵩上げ
 - ② 連年にわたり甚大な被害を受けた地域の嵩上げ
 - ③ 激甚災害指定による嵩上げ

高率補助率(過去5ヶ年の実績)

- ① ②適用の場合 概ね8割
- ① ②+③適用の場合 概ね9割

地方負担分には、起債充当が可能(交付税措置)

5 お問い合わせ先

林野庁森林整備部整備課(03-6744-2304)

公共土木施設災害復旧事業(漁港)

1. 趣 旨

公共土木施設災害復旧事業は、暴風、洪水、高潮、地震その他の 異常な天然現象により生じた災害によって被災した漁港等の公共土 木施設を復旧することにより、公共の福祉を確保することを目的と する。

2. 事業内容

暴風、洪水、高潮、地震その他の異常な天然現象により生じた災害にかかった施設を復旧する事業。

【対象施設】

- ○防波堤、岸壁、航路、泊地、道路等の漁港施設
- 〇堤防、護岸等の海岸保全施設

3. 事業主体 : 漁港管理者である地方公共団体

4. 国庫負担率

- 〇 当該地方公共団体の災害復旧事業費の総額及び当該年度の 標準税収入によって決定。標準は 2/3 (北海道、離島、奄美、 沖縄は 4/5)。
- 〇 激甚災害法に基づく政令指定により、国庫負担率が嵩上げ される。

5. 主な採択要件

- 〇 1件あたり都道府県 120 万円以上、市町村 60 万円以上
- 〇 最大風速 15m以上の風、最大 24 時間雨量 80 mm以上の降雨 などにより発生した災害であること。

6. 問い合わせ先

水産庁漁港漁場整備部防災漁村課(03-3502-5638)

平成 3 0 年 7 月 1 6 日 農 林 水 産 省

梅雨前線豪雨等による災害における「大規模災害時の災害 査定の効率化」の適用について

平成30年梅雨前線豪雨等(平成30年7月豪雨を含む)による災害が全国の農地・農業用施設、林道、農林水産業共同利用施設、海岸、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設及び漁港の災害復旧事業を対象として、激甚災害(本激)に該当する見込みであると発表されたことに伴い、「大規模災害時の災害査定の効率化」を適用します。

1 対象施設

- ・「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」に規定されている農地・ 農業用施設、林道及び農林水産業共同利用施設
- ・「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」に規定されている海岸、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設及び漁港

2 効率化の内容

- ・机上査定上限額の引上げ:200万円(林道は300万円)未満→査定見込み件数の概ね7割(農地・ 農業用施設は9割)までの額
- ・採択保留額の引上げ:2億円以上(公共土木施設は4億円)→2億円を超え採択保留された件数の概ね6割までの額
- ・査定設計書に添付する図面等を簡素化:設計図書の作成において航空写真や代表断面図等を活用 など

3 対象区域

平成30年梅雨前線豪雨等(平成30年7月豪雨を含む)による災害の農林水産省に対する被害報告に おける被災箇所数が、過去5箇年の平均被災箇所数(本激除く)を超えた区域

平成30年7月14日時点の被害報告で算定した結果、対象区域は以下のとおり。

なお、当該被害報告の被災箇所数が、過去5箇年の平均被災箇所数(本激除く)を超えていない区域であっても、その後の被害報告で超えた場合等は、必要に応じ、その時点で対応します。

(1)農地

北海道、福井県、岐阜県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、福岡県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県(1道2府16県) (2)農業用施設

北海道、岩手県、福井県、岐阜県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、福岡県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県(1 道2府18県)

(3) 林道

福井県、長野県、岐阜県、愛知県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、沖縄県(2府22県)

- (4)農林水産業共同利用施設(農業関係)
- 岐阜県、岡山県、広島県、山口県、愛媛県(5県)
- (5)農林水産業共同利用施設(林業関係)

岡山県、徳島県、愛媛県、宮崎県(4県)

(6)農林水産業共同利用施設(漁業関係)

岡山県、長崎県(2県)

(7)海岸(農業関係)

福井県、愛媛県(2県)

(8) 林地荒廃防止施設

北海道、鳥取県、島根県、福岡県、熊本県(1道4県)

(9)地すべり防止施設(農業関係)

愛媛県

(10)漁港

山口県、愛媛県、高知県、福岡県、長崎県、神戸市(5県1市)

4 効率化により期待される効果

- ・机上査定上限額の引上げにより、現地調査件数が減少するため、査定期間が短縮します。
- ・採択保留額の引上げにより、採択保留件数が減少するため、早期着手する災害復旧事業が増加します。
- ・査定設計書に添付する図面、写真を簡素化するため、査定資料の準備期間が短縮します。 以上により、被災自治体の災害査定に要する業務や期間等を縮減するとともに、被災施設の早期 復旧を促進し、被災地の復興を支援します。

5 参考

- ・机上査定とは、原則現地調査により行う災害査定を、会議室等において書類のみで行う査定をいいます。
- ・採択保留とは、事業費の決定見込額が一定額以上となる場合に、事業の採択を現地で行わず本 省で行うことをいいます。

平成29年1月13日付けプレスリリース「大規模災害時の災害査定の効率化(簡素化)及び事前ルール化」について

http://www.maff.go.jp/j/press/kanbo/bunsyo/saigai/170113.html

【お問合せ先】

大臣官房文書課災害総合対策室

担当者:登り、濱中

代表:03-3502-8111 (内線5133) ダイヤルイン:03-6744-2142

FAX: 03-6744-7158

被災農業者特別利子助成事業の概要

44	丛		+°	1	.	L
刈	來	U	/ \	1	ン	Γ

平成30年5月20日から7月10日までの間の豪雨及び暴風雨により被害を受けた農業者等に対して、経営の早急な再建に必要な資金が円滑に融通されるよう利子助成金を交付します。

<背景/課題>

平成30年5月20日から7月10日までの間の豪雨及び暴風雨により被害を受けた農業者等の経営の早急な再建を支援するため、経営再開に当たっての負担を軽減する必要があります。

政策目標

担い手への資金調達の円滑化による農業経営の育成

<主な内容>

平成30年度において1に掲げる被災農業者等が借り入れる農林漁業セーフティネット資金等について、貸付当初5年間の金利負担を軽減する措置を講じます。

1. 対象者

- (1) 平成30年5月20日から7月10日までの間の豪雨及び暴風雨により被害を受け、 資金を必要とする農業者等であって、当該被害について被害内容の証明を市町 村長から受けたもの
- (2) 平成30年6月28日から7月8日までの間の豪雨及び暴風雨(平成30年7月豪雨)により、集出荷施設、出荷先又は資材供給元が被災し、生産・出荷が出来ないなど間接的に被害を受けたもの

2. 借入条件等

(1) 対象資金

- ①農林漁業セーフティネット資金
- ②農業経営基盤強化資金 (スーパーL資金)
- ③経営体育成強化資金
- ④農林漁業施設資金
- ⑤農業基盤整備資金
- ⑥農業近代化資金

注1:経営体育成強化資金及びスーパーL資金の負債整理関係資金については対象外。 注2:1の(2)に定める者の対象資金は、①~③及び⑥のうち、設備資金以外に限る。

(2) 金利負扣軽減措置

貸付当初5年間実質無利子化(最大2%の引下げ)

3. 事業実施主体

(公財)農林水產長期金融協会

<取扱融資機関>

株式会社日本政策金融公庫(沖縄県にあっては、沖縄振興開発金融公庫)、 農協、信用農協連合会、農林中金、銀行、信用金庫、信用協同組合

「お問い合わせ先: 経営局金融調整課 (03-6744-2165)]

3(1)

農林漁業セーフティネット資金の概要

【一時的影響に緊急的に対応するために必要な長期資金の借入れ】

自然災害や、社会的・経済的環境変化等により、農林漁業経営の維持安定が困難な農林漁業者に対し、一時的影響に緊急的に対応するために必要な長期資金を日本政策金融公庫等が融資します。

1. 借入対象者

- ① 認定農業者(※1)
- ② 主業農林漁業者(農林漁業所得が総所得の過半(法人にあっては総売上高の過半) を占めるもの又は粗収益が200万円以上(法人にあっては1,000 万円以上)であるもの)
- ③ 認定新規就農者(※2)
- 4) 集落営農組織
- (※1)認定農業者とは、農業経営基盤強化促進法に規定する農業経営改善計画を作成して市町村長の認定を受けた方をいいます。
- (※2)認定新規就農者とは、農業経営基盤強化促進法に規定する青年等就農計画を作成して市町村長の認定を受けた方をいいます。

2. 借入条件

実質無担保・無保証人化

- (1)資金の使途
 - ① 災害(台風、冷害、干ばつ、地震等の自然災害)により被害を受けた農林漁業 経営の再建に必要な資金
 - ② 法令に基づく行政処分(BSE、鳥インフルエンザ等による殺処分、移動制限等)により経済的損失を受けた農林漁業経営の維持安定に必要な資金
 - ③ 社会的・経済的環境の変化等により経営状況等が悪化している場合 (※) に 農林漁業者の経営の維持安定に必要な資金
 - (※) 売上の減少(前期比10%以上)、所得率が前期に比べ悪化、農林水産物価格の低下又は資材等(原油、飼料等)の価格高騰、取引先の破綻による売掛金の回収不能など
- (2) 借入限度額
- ① 簿記記帳を行っている場合: <u>年間経営費の3/12又は粗収益の</u> 3/12に相当する額のいずれか低い額
- ① ①以外の場合:600万円

借入限度額の引上げ:年間経営費の12/12又は粗収益の12/12、1,200万円

(3)借入金利: 0.20% (平成30年7月19日現在) □

貸付当初5年間実質無利子化

(4) 償還期限:10年以内(うち据置期間3年以内)

3. 取扱融資機関

(株)日本政策金融公庫(沖縄県にあっては、沖縄振興開発金融公庫)

4. 利用方法

借入希望者は、最寄りの窓口機関(公庫・農協・銀行等)に必要書類(※)を提出

※ 必要書類については、最寄りの窓口機関にお問い合わせ下さい(災害による被害についての市町 村長の証明書等の添付が必要となります)。

5.問い合わせ先

- □㈱日本政策金融公庫の各支店(本店フリーコールTEL:0120-154-505)
- □沖縄振興開発金融公庫(TEL:098-941-1840)
- 口最寄りの信用農協連合会 など

農業経営基盤強化資金(スーパーし資金)の概要

【農業経営の改善に必要な長期かつ低利な資金の借入れ】

認定農業者に対して、農業経営改善計画に即して規模拡大その他の経営 改善を図るのに必要な長期低利資金を日本公庫が融資します。

1. 借入対象者

認定農業者(※)

※ 認定農業者とは、農業経営基盤強化促進法に規定する農業経営改善計画を作成して市町 村 長の認定を受けた者をいいます。

2. 借入条件

実質無担保・無保証人化

(1)資金の使途

農業経営改善計画の達成に必要な長期資金全般

- ・農地等の取得
- ・農地等の改良等
- ・農業経営用施設・機械等の改良、造成、取得
- ・農産物の加工処理・流通販売施設・観光農業施設等の改良、造成、取得
- ・借地権、機械等の利用権その他の無形固定資産の取得等
- ・家畜・果樹等の導入、農地賃借料の支払いその他農業経営の改善を図るのに必要 な長期資金
- ・農業経営の改善の前提としての経営の安定に必要な長期資金
- (2)借入限度額:個人 3億円 (複数部門経営等は6億円)

:法人 10億円 (民間金融機関との協調融資の状況に応じ30億円)

(3) 借入金利:借入期間に応じて0.20%~0.30%(平成30年7月19日現在)

(4) 償還期限:25年以内(うち据置期間10年以内)

(5) その他

- ① 「人・農地プラン」の中心経営体等として位置付けられた認定農業者が借り入れる本資金(負債整理等長期資金は除く。最大20億円。以下同じ。)については、(公財)農林水産長期金融協会からの利子助成(最大2%。以下同じ。)により、貸付当初5年間実質無利子での融資を受けることができます。(平成30年度融資枠:1,000億円)
- ② ①とは別に、「人・農地プラン」の中心経営体等として位置付けられた認定農業者であって、新たに攻めの経営展開を行う計画を策定した者が借り入れる本資金については、同協会からの利子助成により、貸付当初5年間実質無利子での融資を受けることができます。(平成29年度補正予算TPP等対策特別枠:1,000億円)

3. 取扱融資機関

(株)日本政策金融公庫(沖縄県にあっては、沖縄振興開発金融公庫)

4. 利用方法

借入希望者は、最寄りの窓口機関(公庫・農協・銀行等)に必要書類(※)を提出 (最寄りの窓口機関がご不明の場合は、都道府県の農業制度資金担当課又は普及指導センター に照会して下さい。) ※ 必要書類については、最寄りの窓口機関にお問い合わせ下さい。

5. 問い合わせ先

- □沖縄振興開発金融公庫(TEL:098-941-1840)
- 口最寄りの農協、信用農協連合会、1各市町村、普及指導センターなど

3(1)(2)

経営体育成強化資金の概要

【前向き投資と併せて償還負担の軽減に必要な資金の借入れ】

意欲と能力をもって農業を営む者に対し、経営展開に必要な前向き投資のための資金と営農負債の償還負担を軽減するための資金を長期低利で日本公庫が融資します。

1. 借入対象者

農業を営む者(主業農業者(※1)、認定新規就農者(※2)、集落営農組織など)

- (※1) 主業農業者とは、農業所得が総所得の過半(法人にあっては、総売上高の過半)を占めていること、又は 農業粗収益が200万円以上(法人にあっては1,000万円以上)等の者をいいます。
- (※2) 認定新規就農者とは、農業経営基盤強化促進法に規定する青年等就農計画を作成して市町村長の認定を受けた者をいいます。

2. 借入条件

実質無担保・無保証人化

- (1) 資金使途
 - ①前向き投資資金
 - ・農地等の取得・改良・造成
 - ・農地等の賃借権及び権利金等
 - ・農機具、運搬用器具その他の施設の賃借権の取得(※1)
 - ・果樹、オリーブ、茶、多年生草本、桑又は花木の新植、改植又は育成
 - ・家畜の購入又は育成
 - ・農産物の生産、流通、加工又は販売に必要な施設の改良、造成又は取得
 - ・農薬費その他の長期運転資金(※2)
 - ・集落営農組織が法人化するときに、当該法人の構成員として法人に参加するために必要な資金 (注)※1のうちその他の施設の賃借権の取得及び※2については集落営農組織に限る。
 - ②償還負担軽減資金
 - 制度資金以外の負債の整理(再建整備資金)
 - ・既往借入制度資金等に係る負債の支払いの負担軽減(償還円滑化資金)
 - ③民事再生法等により事業の再生を行うのに必要な資金
 - ・農薬費その他の長期運転資金
- (2) 借入限度額・償還期限・借入金利(借入金利は平成30年7月19日現在)

	資金名 [限度額] 個人1.5億円、法人5億円の範囲内で①~③の合計額		償還期限	借入金利
1	前向き投資資金	負担額の80%		
2	償還負担軽減資金			
	再建整備資金	個人1,000万円~2,500万円	25年以内	
	丹廷正備其並	法人4,000万円	[据置3年以内	0.30%
	償還円滑化資金	経営改善計画期間中の5年間(特認の場合10年間)において支払 われる既往借入金等負債の各年の支払金の合計額	【果樹は10年以内】	
3	事業再生支援資金	負担額の100%		V

3. 取扱融資機関

貸付当初5年間実質無利子化

(株)日本政策金融公庫(沖縄県にあっては、沖縄振興開発金融公庫)

4. 利用方法

融資を申し込まれる方は、最寄りの窓口機関(公庫、農協、銀行等)に必要書類(※) を提出

※ 必要書類については、最寄りの窓口機関にお問い合わせ下さい。

5. 問い合わせ先

- □㈱日本政策金融公庫の各支店(本店フリーコールTEL:0120-154-505)
- □沖縄振興開発金融公庫(TEL:098-941-1840)
- 口最寄りの農協、信用農協連合会、各市町村、普及指導センター など

農林漁業施設資金(災害復旧)の概要

果樹の改植、農林漁業施設、共同利用施設の災害復旧に要するための費用を株式会社日本政策金融公庫(農林水産事業本部)等が融通。

1 貸付対象者の要件

- (1)農林漁業を営む者
- (2) 農業協同組合、農業協同組合連合会、農業共済組合、農業共済組合連合会、土 地改良区及び土地改良区連合等

2 貸付金の使途

災害により農林漁業者等が被害を受け、経営に打撃を受けた場合に、農林漁業施設等の復旧を行うために必要な次に掲げる資金

- (1) 果樹の改植等(主務大臣指定施設) 果樹の改植又は補植、樹園地整備、果樹棚の設備、樹苗養成等に要する費用
- (2) 個人施設(主務大臣指定施設) 農舎、畜舎、農作物育成管理用施設、農産物処理加工施設、農機具等の復旧に 要する費用
- (3) 共同利用施設

農業協同組合等が設置する農林水産物の生産、流通、加工、販売に必要な共同 利用施設等の復旧に要する費用

3 貸付条件

実質無担保・無保証人化

(1)利 率 貸付期間に応じて<u>年0.20~0.22%</u> (果樹、共同利用施設は<u>年0.20~0.30%</u>) (平成30年7月19日現在)

貸付当初5年間実質無利子化

- (2) 償 還 期 限 15年(うち据置期間3年)以内 (果樹は25年(うち据置期間10年)以内、 共同利用施設は20年(うち据置期間3年)以内)
- (3)貸付限度額 <u>負担額の80%又は1施設当たり300万円(特認600万円、漁船(20トン未満:1,000万円</u>、20トン以上:最大11億円))のいずれか 低い額(共同利用施設は負担額の80%)

借入限度額の引上げ:負担額(100%)又は1施設当たり1,200万円

農業基盤整備資金(基盤の復旧)の概要

災害によって流失、埋没した施設等の復旧に要するための費用を株式 会社日本政策金融公庫(農林水産事業本部)等が融通。

1 貸付対象者の要件

農業を営む者、土地改良区、土地改良区連合(事業主体になる場合に限る)、農業協同組合、農業協同組合連合会及び農業振興法人等

2 貸付金の使途

災害により農林漁業者が被害を受け、経営に打撃を受けた場合に、低利の資金を 融通することにより、その経営の基盤を安定させるために必要な次に掲げる資金

- (1)農地関係
 - かんがい排水、ほ場、農道、農地及びその他施設の復旧に要する費用
- (2) 牧野関係 牧野、牧道等の復旧に要する費用

3 貸付条件

実質無担保・無保証人化

(1) 利 率 貸付期間に応じて<u>年0.20~0.30%</u> (平成30年7月19日現在)

貸付当初5年間実質無利子化

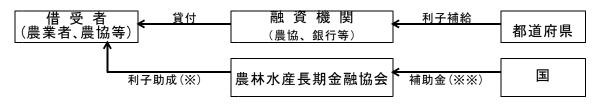
- (2) 償 還 期 限 25年(うち据置期間10年)以内
- (3)貸付限度額 貸付けを受ける者が当該年度に負担する額

農業近代化資金の概要

【農業経営の改善に必要な長期かつ低利な資金の借入れ】

意欲と能力を持つ農業を営む者等に対し、経営改善に必要な施設資金等を円滑に融通するため、都道府県等が農協、銀行等民間金融機関に利子補給措置を講ずることにより、長期かつ低利の資金を融資します。

(仕組み:農業近代化資金融通法(昭和36年法律第202号)に基づき昭和36年に創設)



(※) 実際には融資機関が代理受領するため、 直接借受者に利子助成金が支払われるものではありません。 (※※) 認定農業者に対する特例 (スーパーL資金並みの貸付利率) とするためのもの

(注)上記のほか、借受者の業務区域が2県以上にまたがる農業を営む法人等への農林中央金庫による貸付けについて、 国が農林中央金庫に利子補給する仕組みもあります。

1. 借入対象者

- ① 農業を営む者(認定農業者(※1)、認定新規就農者(※2)、主業農業者(※3)、集落営農組 織、農業を営む任意団体 など)
 - ※1 認定農業者とは、農業経営基盤強化促進法に規定する農業経営改善計画を作成して市町村長の認定を受けた方をいいます。
 - ※2 認定新規就農者とは、農業経営基盤強化促進法に規定する青年等就農計画を作成して市町村長の認定を受けた 方をいいます。
 - ※3 主業農業者とは、農業所得が総所得の過半(法人にあっては、総売上高の過半)を占めていること、又は農業粗収益が200万円以上(法人にあっては1,000万円以上)等の方をいいます。
- ② 農協、農協連合会
- ③ ①~②又は地方公共団体が主たる構成員・出資者になっている団体又は基本財産の過半を拠出している法人

2. 借入条件

- (1)資金使途
 - ・畜舎、果樹棚、農機具など農産物の生産、流通又は加工に必要な施設の改良、 造成、復旧又は取得
 - ・果樹その他の永年性植物の植栽又は育成、乳牛その他の家畜の購入又は育成
 - ・農地又は牧野の改良、造成又は復旧
 - 長期運転資金
 - ・農村環境整備資金 など
- (2) 借入限度額:農業を営む者 個人18百万円、法人・団体2億円

:農協等 15億円 (大臣が承認した場合はその承認額)

- (3)借入金利:0.30% (平成30年7月19日現在) ☐ 貸付当初5年間実質無利子化
- (4) 償還期限:資金使途に応じ7~20年以内(据置2~7年以内)
- (5)融 資 率:原則80%以内

認定農業者に対する特例:貸付限度額が個人1,800万円(法人3,600万円)に達するまでに限り、

実質金利は償還期限に応じて0.20%~0.22%、融資率100%以内が適用されます。

実質無担保・無保証人化

3. 取扱融資機関

農業信用基金協会の債務保証に係る保証料を保証当初5年間免除

農協、信用農協連合会、農林中金、銀行、信用金庫、信用組合

4. 利用方法

借入希望者は、最寄の窓口機関(農協、銀行等)に必要書類(※)を提出

(最寄の窓口機関がご不明の場合は、都道府県の農業制度資金担当課又は普及指導センターに照会して下さい。) ※ 必要書類については、最寄りの窓口機関にお問い合わせ下さい。

林業・木材産業金融対策のうち 林業施設整備等利子助成事業

【平成30年度予算額 379,650千円】

対策のポイント -

林業の成長産業化を実現するため、林業者等の設備投資等に対する融資の 充実を図り、木材の安定供給体制の構築を促進します。

く背景>

- ・豊かな森林資源を活用した林業の成長産業化及び森林の公益的機能の発揮を実現する ためには、新たな木材需要を創出し、地域材が安定的・効率的に供給できる体制を構 築することが重要です。
- ・また、地震、集中豪雨等による山地災害が各地で頻発している中、被災した林業者等 が自らの事業を早期に復旧させ、経営を安定化させることも重要です。

政策目標

国産材の供給・利用量の増加

(2,500万㎡ (平成27年) →4,000万㎡ (平成37年))

<主な内容>

- 1. 林業の経営改善や木材の生産・加工・流通の合理化等に取り組む意欲ある経営体等が行う、
- (1) 日本政策金融公庫資金等からの森林取得資金、農林漁業施設資金
- (2) 民間金融機関からの相続等による事業用資産分散防止のための資金 の借入れに対して**最大2%の利子助成**を講じます。
- 2. 平成30年の梅雨期における豪雨及び暴風雨等の自然災害の被害等を受けた林業者等が行う、日本政策金融公庫等からの農林漁業セーフティネット資金、林業基盤整備資金、農林漁業施設資金の借入れに対して、**最大2%の利子助成**を講じます。

【融資枠80億円】

<補助率>

定額

<事業実施主体>

全国木材協同組合連合会

<事業実施期間>

平成30年度~平成32年度

[お問い合わせ先: 林野庁企画課 (03-3502-8037)]

漁業経営基盤強化金融支援事業

1 認定漁業者が、漁業経営改善計画を達成するため公庫資金(漁業経営改善支援 資金、漁船資金)又は漁業近代化資金により、漁船の建造・取得、養殖施設等の 取得等をした場合、負担する金利を最大2%助成し、認定漁業者の金利負担の軽 減(実質無利子化)を図る。

(対 象 者) 認定漁業者 (融 資 枠) 71億円

(助成内容)

ア 対象資金 公 庫 資 金:漁業経営改善支援資金

漁業近代化資金: 1~5号資金

イ 利子助成の対象となる借入金の上限

公庫資金:漁船関係資金 4億5千万円

長期運転資金、漁具、施設 5千万円

漁業近代化資金: 1 号資金 2 億円

2~5号資金 4千万円

ウ 利子助成期間 漁船関係資金 (2億円超過)、その他資金 : 5年

漁船関係資金(2億円以下)(※):10年

※ 計画期間内に経営改善計画の達成(付加生産額の伸び率が15% 以上)が見込まれない場合にあっては、新たな計画の認定が必要

2 平成30年梅雨期における豪雨及び暴風雨により影響を受け、資金を必要とする漁業を営む個人又は法人が負担する災害関連資金等の金利を最大2%助成し、負担の軽減(実質無利子化)を図る。

(対 象 者) 自然災害等の影響を受けた漁業者

(融資枠) 50億円

(助成内容)

ア 対象資金 公庫資金及び漁業近代化資金の災害関連資金等

イ 利子助成の対象となる借入金の上限(災害関連資金の場合)

公庫資金:運転資金 1千万円

その他資金 5千万円

漁業近代化資金 : 1~4号資金 5千万円

5号資金 1千万円

- ウ 利子助成期間 5年
- 3 平成30年度予算額(前年度予算額) 104,089千円(127,269千円)
- 4 お問い合わせ先 水産庁水産経営課金融第1班 岩崎、福釜 ☎03-6744-2347

漁業者保証円滑化対策事業のうち 無保証人型漁業融資促進事業

1 趣 旨

保証人を不要とし、担保は漁業関係資産に限るとともに、漁業収入からのみ返済 を求めるタイプの融資を推進するための保証を支援する。

2 事業内容

積極的な設備投資の促進や浜プランの実行を図るため、認定漁業者等について、 保証人を不要とし、担保は漁業関係資産に限る融資・保証を推進することとし、当 該保証に係る回収金の減少見合について保証機関、保険機関にそれぞれ交付する。

3 対象者

- ① 漁業を営む個人又は法人であって、その事業用資産について、水産庁長官が別に指定する災害(以下、「指定災害」という。)による被害を受けたことにより、 災害復旧等のための資金を必要とし、かつ、当該被害の内容証明を市町村その他 相当な機関から受けた者(以下「直接被災者」という。)
- ② 漁業を営む個人又は法人であって、指定災害によって通常使用する漁港、市場等が被災したことにより水産物の水揚げや流通に支障を来しており、かつ、次のいずれかの要件を満たすことの証明を市町村その他相当な機関から受けた者のうち直接被災者を除く者(以下「間接被災者」という。)
 - i 借入れの申込みまでの2か月間の水揚金額若しくは水揚量が指定災害発生前 の直近年の同期間に比して3割以上減少していること又は経営費が同様の比較 において3割以上上昇していること。
 - ii 指定災害発生後の年間水揚金額若しくは水揚量が当該災害発生前の直近年に 比して1割以上減少すると見込まれること又は年間経営費が同様の比較におい て1割以上上昇すると見込まれること。
- ※<u>「平成30年5月20日から7月10日までの間の豪雨及び暴風雨による災害」は、</u> 指定災害として指定済み。

4 対象資金

漁業信用基金協会が保証した者の区分に応じ、それぞれ次に定める資金(ただし、 独立行政法人農林漁業信用基金の保険に付された資金(負債整理資金を除く。)に 限る。)

直接被災者:漁業近代化資金:設備資金のうち1~4号資金

運転資金(設備資金以外の資金をいう。以下同じ。)

間接被災者:運転資金

5 交付先及び事業実施主体

漁業信用基金協会、(独)農林漁業信用基金

6 担当課

水産庁水産経営課 03-6744-2346(直)

被災農業者向け経営体育成支援事業 (平成30年梅雨期における豪雨及び暴風雨)

対策のポイント

平成30年の梅雨期における豪雨及び暴風雨により被災した農業者に対し、農産物の 生産・加工に必要な施設の復旧及び施設の撤去等を緊急的に支援します。

政策目標

被災農業者の農業経営の維持

<主な内容>

平成30年の梅雨期における豪雨及び暴風雨により農業被害を受けた農業者が農業経営を 維持していくために必要な農産物の生産・加工施設の復旧等の経費を支援します。

助成対象者

平成30年梅雨期における豪雨及び暴風雨により農業用施設等が被災した者(市町村か ら被災証明を受けていること)であって、地方公共団体による支援や融資を受けて、被 災施設の復旧等、又は倒壊した施設の撤去等を行うことにより農業経営を継続しようと する農業者。

2 支援対象

平成30年6月28日以降の以下に掲げる取組を対象とする。

- (1)農産物の生産に必要な施設又は生産した農産物の加工に必要な施設の復旧又は気 象災害等による農業被害前の当該施設と同程度の施設の取得。
- (2) 農産物の生産に必要な施設又は生産した農産物の加工に必要な施設を修繕するた めに必要な資材の購入。
- (3)(1)と一体的に復旧し 又は取得する附帯施設の整備。
- 農産物の生産に必要な農業用機械及び生産した農産物の加工に必要な機械並びに 附帯施設の取得(被害前と同程度のもの)又は農産物の生産に必要な農業用機械 及び生産した農産物の加工に必要な機械並びに附帯施設の修繕。
- (5)農業用ハウス等に流入した土砂の除去。
- (6) 倒壊した農産物の生産に必要な施設の撤去等。

再建・修繕の場合に、併せて自己負担で強度の向上、規模拡大等を行うことや、 被災地での再建が困難な場合における施設の設置箇所の移動は可能。

事業実施主体 3

市町村

補助率

<2の(1)~(5)>

再建・修繕等に係る補助率を3/10から1/2に引き上げる(ただし、園芸施設共済の 対象となる施設については、共済加入の場合は共済金の国費相当額を合わせて1/2、 共済未加入の場合は4/10とする)。

< 20 (6) >

施設の撤去等については、地方公共団体が費用負担することを前提に定額助成とす る。

- 被覆材がプラスチックで骨材が鉄骨のハウス 880円/m² (骨材に鋼材を使っているもの、太いパイプ等で強度を向上させたものを含む。)。
- 290円/m 被覆材がプラスチックで骨材が鉄骨でないハウス
- **(4**) 畜舎

4,500円/m²

その他(市町村特認)

[お問い合わせ先:経営局経営政策課 (03-6744-2148)]

平成30年梅雨期豪雨対応産地緊急支援事業

対策のポイント —

平成30年の梅雨期における豪雨及び暴風雨により、大きな被害を受けた産地に対し、営農再開・継続に向けた農業用ハウス等の導入や、追加防除・施肥、追加的な種子・種苗の確保、集出荷施設等の簡易補修、他の集出荷施設等への農作物の輸送等を支援します。

く背景/課題>

- ・平成30年の梅雨期における豪雨及び暴風雨により、産地において、作物、農地、農業 用ハウス、集出荷施設等に大きな被害が発生しており、当該産地における農業生産や 農作物の出荷に大きな影響を及ぼしています。
- ・豪雨及び暴風雨により大きな被害を受けた産地が**速やかに営農再開**できるよう、これ に必要な農業用ハウスの設置に必要な資材等の導入や、追加防除・施肥、追加的な種 子・種苗の確保、集出荷施設等の簡易補修、他の集出荷施設等への農作物の輸送等を 進める必要があります。

政策目標

〇 平成30年の梅雨期における豪雨及び暴風雨により被害を受けた産地にお ける速やかな営農再開の実現

<主な内容>

被災地における円滑な営農再開を図るために必要となる取組等を支援します。

1. 農業用ハウス等の導入支援

被災を機に作物転換や規模拡大に取り組む産地に対し、農業用ハウスの設置に必要な生産資材の共同購入や、農業機械等のリース導入に要する経費を支援します。

2. 営農再開に向けた支援

被災により必要となる被災ほ場の追加防除・施肥等の栽培環境整備に必要な掛かり 増し経費、次期作に必要な種子・種苗等の生産資材の共同購入に要する経費、被災し た集出荷施設等における簡易な補修、他の集出荷施設等への農作物の輸送に要する経 費等を支援します。

> 補助率:定額、1/2以内 事業実施主体:市町村、農業者団体等

[お問い合わせ先:生産局総務課生産推進室(03-3502-5945)]

強い農業づくり交付金 (平成30年7月豪雨被災施設整備等対策)

対策のポイント —

平成30年7月豪雨の被害を受けた産地に対し、共同利用施設や卸売市場施設の整備等を支援します。

く背景/課題>

- ・平成30年7月豪雨の影響により、集出荷貯蔵施設や卸売市場施設等に大きな被害が発生しており、産地の農畜産物の出荷や卸売市場における取引に大きな影響を及ぼしています。
- ・産地における農畜産物の出荷や卸売市場における取引が円滑に行われるよう、共同利 用施設や卸売市場施設の整備等の取組を支援する必要があります。

政策目標

被災産地における農業生産の回復や被災卸売市場の機能の回復を目指す (農業生産や卸売市場としての機能が被災前に比べ概ね同程度以上に回復すること)

<主な内容>

1 被災産地の競争力強化

今般の7月豪雨の被害を受けた産地における農業生産の回復に向けた取組に必要な共同利用施設(集出荷施設、乾燥調製貯蔵施設、乳業工場、畜産物処理加工施設等)の整備について支援します。

また、共同利用施設の**整備に伴う被災施設の撤去・整地等の費用**も特例的に支援します。

2 被災産地における食品流通の合理化

今般の豪雨の被害を受けた卸売市場における機能の回復に向けた取組に必要な**施設の**整備について支援します。

また、卸売市場施設の整備に伴う被災施設の撤去・整地等の費用も特例的に支援します。

交付率: 都道府県へは定額(事業実施主体へは事業費の1/2以内等) 事業実施主体: 都道府県、市町村、農業者の組織する団体、事業協同組合等

お問い合わせ先:

1の事業 生産局総務課生産推進室 (03-3502-5945)

2の事業 食料産業局食品流通課 (03-6744-2059)

強い農業づくり交付金(平成30年7月豪雨対応)の運用

1 産地の競争力強化

	通常の強い農業づくり交付金	今回の災害対応の運用
	近市の法(V.成木) () 入门並	7回00人日7月1000年7月
成果目標	・高品質化、低コスト化など、 一定程度高い目標を設定する ことが必要	・農業生産が被災前に比べ概ね 同程度以上に回復すること
対象地域	・全ての地域	・平成30年6月28日以降、平年 を大きく上回る強度の降雨が あった地域
対象事業	・原則交付決定後に着手したも の	・平成30年6月28日以降の災害による被災後、着工したもの
補助率	・共同利用施設の整備に係る費用は1/2以内、4/10以内、1/3以内等	・共同利用施設の整備に係る費 用は全て1/2以内
解体・廃棄費用、 整地費用	・解体・廃棄の費用は原則対象 外 (乳業工場、でん粉工場の 再編合理化に伴い、廃棄を 行う場合のみ対象	・解体・廃棄の費用も対象 施設の種類、再編合理化 の有無を問わず対象
	・廃棄・整地費用は助成対象外	・土砂撤去等の整地費用も対象
附帯施設のみの整 備	• 助成対象外	・附帯施設のみが被災し、再整 備する場合も助成対象
乳業再編等整備	・工場の再編成が要件	・工場の再編成を伴わないもの も助成対象
上限事業費	・施設の種類毎に設定	・設定しない

2 食品流通の合理化

	通常の強い農業づくり交付金 (地方卸売市場の場合)	今回の災害対応の運用
成果目標	・取扱数量の増加など、一定程 度高い成果目標を設定するこ とが必要	・市場機能が被災前に比べ概ね 同程度以上に回復すること
対象地域	・全ての地域	・平成30年6月28日以降、平年 を大きく上回る強度の降雨が あった地域
対象事業	・原則交付決定後に着手したもの	・平成30年6月28日以降の災害 による被災後、着工したもの
対象市場	・地方公共団体・第3セクター・法人・事業協同組合等が開設した地方卸売市場(※地域拠点市場のみ対象)	・全ての地方卸売市場
補助率	・地方卸売市場については 1/3以内	 1/2以内 (平成30年7月豪雨により被 災した地域の地域拠点市場 に係る卸売場・仲卸売場) 1/3以内 (上記以外の施設)
解体・廃棄費用、 整地費用	・解体・廃棄の費用は原則対象 外 ・整地費用は助成対象外	・解体・廃棄の費用も対象・土砂撤去等の整地費用も対象

水田活用の直接支払交付金

対策のポイント

米政策改革の着実な実行に向け、食料自給率・自給力の向上に資する飼料 用米、麦、大豆など戦略作物の本作化や地域の特色ある魅力的な産品の産地 づくりに向けた取組を支援し、水田のフル活用を図ります。

く背景/課題>

- ・行政による生産数量目標の配分を廃止する等の米政策の改革を着実に進め、農業経営体が自らの経営判断に基づき作物を選択できる環境を整備することが重要です。また、主食である米の安定供給、食料自給率・自給力の向上、多面的機能の維持強化等を図るためには、生産資源である水田を最大限に有効活用する必要があります。
- ・このため、需要に即した主食用米の生産を進めつつ、飼料用米等の多様な米の生産振興をそのコスト削減とあわせて図るとともに、小麦、大豆など多くを海外からの輸入に依存している品目の作付けを拡大していく等の取組を進める必要があります。

政策目標

- 〇飼料用米、米粉用米の生産を拡大(飼料用米110万トン(平成37年度))
- 〇担い手の飼料用米の生産コストを10年間で5割程度削減(平成37年度)
- ○麦・大豆等の作付面積を拡大(麦28.1万ha、大豆15万ha(平成37年度))
- 〇飼料自給率の向上(40%(平成37年度))

<主な内容>

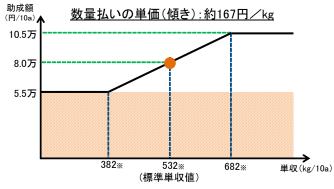
水田を活用して、飼料用米、米粉用米、麦、大豆等の作物を生産する農業者に対し、交付金を直接交付します。

1. 戦略作物助成

対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物 ※	35,000円/10a
WCS用稲	80,000円/10a
加工用米	20,000円/10a
飼料用米、米粉用米	収量に応じ、 55,000~105,000円/10a

※ 子実用とうもろこし(飼料用)を含む

〇 飼料用米、米粉用米の数量と交付単価の関係



注1:数量払いによる助成は、農産物検査機関による数量確認を受けていることが条件

注2:※は全国平均の平年単収(標準単収値)に基づく数値であり、各地域への適用に当たっては、地域農業再生協議会が 当該地域に応じて定めた単収を適用

2. 産地交付金

地域の作物振興の設計図となる「水田フル活用ビジョン」に基づき、地域の特色のある魅力的な産品の産地を創造するため、地域の裁量で活用可能な産地交付金により、二毛作や耕畜連携を含め、産地づくりに向けた取組を支援します。 また、取組に応じた配分(下表参照)を都道府県に対して行います。

対象作物	取組内容	追加交付単価
飼料用米、米粉用米	多収品種への取組	12,000円/10a
加工用米	複数年契約(3年間)の取組 ※継続分のみ。	12,000円/10a
そば、なたね	作付の取組 ※基幹作のみ。	20,000円/10a

※ 上記のほか、以下の取組に応じた配分を都道府県に対して行います。

① 転換作物拡大

都道府県段階において需要のある作物の生産拡大に向けた自主的な取組を促す観点から、前年度実績よりも転換作物が拡大し、主食用米の作付面積が減少した都道府県に対し、その面積に応じて10,000円/10aを配分します。

② コメの新市場開拓

主食用米の国内需要が減少する中、内外のコメの新市場の開拓を図る米穀を作付けた都道府県に対し、作付面積に応じて20,000円/10aを配分します。

③ 畑地化

水田の畑地化(水田台帳の交付対象水田から除外し、当年度から本交付金の交付対象としない。)に取り組んだ都道府県に対し、取組面積に応じて10.5万円/10aを配分します(取組年度に限り当メニューのみ交付可)。

「お問い合わせ先:政策統括官付穀物課 (03-3597-0191)]

水田活用の直接支払交付金の概要

麦、大豆等の戦略作物の本作化を進めるとともに、産地交付金により、地域 の特色ある魅力的な産品の産地の創造を支援。 米政策改革の着実な実行に向け、飼料用米、 0

【交付対象者】

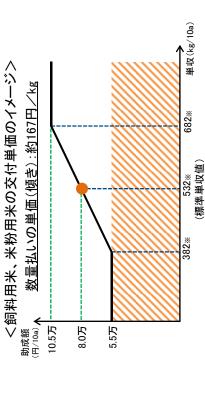
販売目的で対象作物を生産する販売農家・集落営農

【支援内容】

1. 戦略作物助成

対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物※	3.5万円/10a
WCS用稲	8.0万円/10a
加工用米	2.0万円/10a
飼料用米、米粉用米	収量に応じ、 5.5万円~10.5万円/10a

※ 子実用とうもろこし(飼料用)を含む



注1:数量払いによる助成は、農産物検査機関による数量確認を受けていることが条件注2:※は全国平均の平年単収(標準単収値)に基づく数値であり、各地域への適用に当たっては、地域農業再生協議会が当該地域に応じて定めた単収を適用

- 2. 産地交付金
- 地域の作物振興の設計図となる「水田フル活用ビジョン」に基づき、高付加価値化や低コスト化を図りながら、地域の特色のある魅力的な産品の産地を創造するため、地域の裁量で活用可能な産地交付金により、二毛作や耕畜連携を含め、産地づくりに向けた取組を支援
- また、取組に応じた配分(下表参照)を都道府県に対して行う

対象作物	取組内容	配分単価
飼料用米、米粉用米	多収品種への取組	1.2万円/10a
加工用米	複数年契約(3年間)の取組 ※継続分のみ。	1.2万円/10a
そば、なたね	作付 の 取組 ※基幹作のみ。	2.0万円/10a

上記のほか、以下の取組に応じた配分を都道府県に対して行う

- ① 転換作物拡大(1.0万円/10a)前年度実績よりも転換作物が拡大し、主食用米の作付面積が減少した場合に、その面積に応じて配分
- ② コメの新市場開拓 (2.0万円/10a) 内外の新市場の開拓を図る米穀の作付面積に応じて配分
- ③ 盆地化 (10.5万円/10a)
- 水田の畑地化面積(交付対象水田からの除外面積)に応じて配分

5(1)(4)

経営所得安定対策

- 対策のポイント ——

畑作物の直接支払交付金(ゲタ対策)及び米・畑作物の収入減少影響緩和対策(ナラシ対策)について、担い手(認定農業者、集落営農、認定新規就農者)を対象として実施します。

<背景/課題>

- ・諸外国との生産条件格差から生ずる不利がある畑作物は、コスト割れの補塡が必要です。
- ・また、米・畑作物は、農産物価格下落が担い手の経営に及ぼす影響を緩和し、安定的な農業 経営ができるよう、農業者拠出に基づくセーフティーネットが必要です。

- 政策目標

米・麦・大豆等の土地利用型農業の経営体の経営の安定

<主な内容>

1. 畑作物の直接支払交付金 (ゲタ対策)

諸外国との生産条件の格差による不利がある畑作物を生産する農業者に対して、経営安定のための交付金を直接交付します。

(1) 交付対象者

認定農業者、集落営農、認定新規就農者(いずれも規模要件はありません)

(2) 対象作物

麦(小麦、二条大麦、六条大麦、はだか麦)、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ、そば、なたね

- (3) 交付単価(29年産~31年産まで適用)
 - ① 数量払

交付単価の水準は、**全算入生産費をベースに算定した標準的な生産費と標準的な販売価格との差額分として算定**されており、**品質区分に応じた単価設定**がされています。

<小麦の品質区分と交付単価>

(円/60kg)

品質区分	1 等				2	等		
(等級/ランク)	A	В	С	D	Α	В	С	D
パン・中華麺用品種	8, 990	8, 490	8, 340	8, 280	7, 830	7, 330	7, 180	7, 120
パン・中華麺用品種以外	6, 690	6, 190	6, 040	5, 980	5, 530	5, 030	4, 880	4,820

<大麦・はだか麦の品質区分と交付単価>

(円/単位数量)

品質区分	1 等			2等				
(等級/ランク)	A	В	С	D	A	В	С	D
二条大麦 (50kg)	5, 520	5, 100	4, 980	4, 930	4,660	4, 240	4, 110	4, 060
六条大麦 (50kg)	6,000	5, 580	5, 450	5, 400	4, 970	4, 550	4, 430	4, 380
はだか麦 (60kg)	8, 610	8, 110	7, 960	7, 870	7, 040	6, 540	6, 390	6, 310

<大豆の品質区分と交付単価>

(円/60kg)

品質区分 (等級)	1 等	2 等	3等
普通大豆	9, 940	9, 250	8, 570
特定加工用大豆		7, 890	

特定加工用:豆腐・油揚、しょうゆ、きなこ等製品の段階において、大豆の原形をとどめない用途に 使用する大豆

<てん菜の品質区分と交付単価>

(円/t)

品質区分 (糖度)	(+0.1度ごと)	16.3度	(▲0.1度ごと)
てん菜	+62	7, 180	▲ 62

くでん粉原料用ばれいしょの品質区分と交付単価> (円/t)

品質区分 (でん粉含有率)	(+0.1%ごと)	19. 5%	(▲0.1%ごと)
でん粉原料用ばれいしょ	+64	11,610	▲ 64

くそばの品質区分と交付単価> (円/45kg)

品質区分 (等級)	1 等	2等
そば	17, 470	15, 360

<なたねの品質区分と交付単価>

(円/60kg)

品質区分 (品種)	キザキノナタネ キラリボシ ナナシキブ	その他の品種
なたね	9, 940	9, 200

<参考:平均交付単価>

小麦	6,890円/60kg
二条大麦	5,460円/50kg
六条大麦	5,690円/50kg
はだか麦	8,190円/60kg
大豆	9,040円/60kg

てん菜	7, 180円/ t
でん粉原料用ばれいしょ	11,610円/ t
そば	16,840円/45kg
なたね	9,920円/60kg

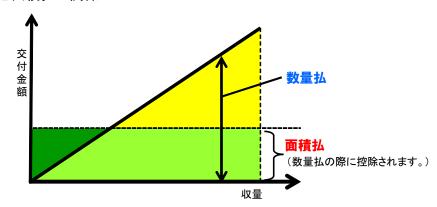
② 面積払(営農継続支払)

農地を農地として保全し営農を継続するために必要な経費が賄える水準を「**面積払」として、10a当たりの単価で直接交付**します。

交付単価 : 20,000円 / 10a (そばについては、13,000円 / 10a)

※ 面積払は、当年産の作付面積に基づいて支払います。

〇 数量払と面積払の関係



※ 面積払を先に支払い、その後、対象作物の販売数量が明らかになった段階で数量 払の額を確定し、先に支払われた面積払の金額を差し引いた額を追加で支払う仕組 みです。

2. 米・畑作物の収入減少影響緩和対策交付金(ナラシ対策)

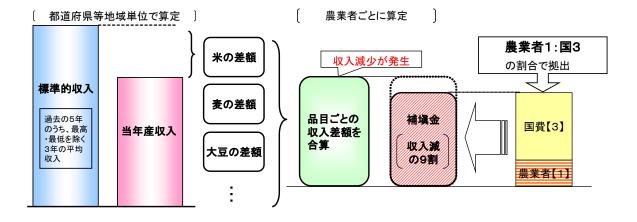
米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょの29年産収入額の合計が、過去の平均収入である標準的収入額を下回った場合に、その差額の9割を、対策加入者と国が1対3の割合で拠出した積立金から、補塡します。

(1) 交付対象者

認定農業者、集落営農、認定新規就農者(いずれも規模要件はありません)

(2) 交付単価

当年産の販売収入の合計が、標準的収入を下回った場合に、その差額の9割を、国からの交付金と農業者の積み立てた積立金で補塡します。補塡の財源は、農業者と国が1対3の割合で負担します。



3. 経営所得安定対策等推進事業等

農業再生協議会が行う水田フル活用ビジョンの作成・周知や経営所得安定対策等の運営に 必要な経費を助成します。

また、都道府県(農業再生協議会)への助成に当たっては、主食用米以外の作物への転換の動きにも配慮します。

お問い合わせ先:政策統括官付総務・経営安定対策参事官付経営安定対策室 (03-3502-5601)

畑作物の直接支払交付金(ゲタ対策)

◇ 諸外国との生産条件の格差による不利がある畑作物を生産する農業者に対して、経営安定のための交付金を直接交付します。

[対象者]

認定農業者、集落営農、認定新規就農者が対象(規模要件はありません)

(対象作物)

麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ、そば、なたね

【交付単価(29年産~31年産まで適用)】

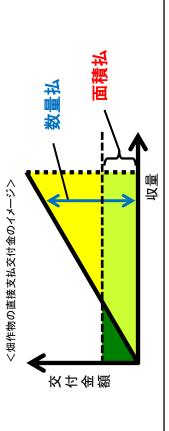
数量払

交付単価は品質に応じて増減

	9 040円 /60kg	大豆
tat:	8,190円/60kg	はだか麦
4	5,690円/50kg	六条大麦
でが那事	5,460円/50kg	二条大麦
1	6,890円/60kg	小麦
水	平均交付単価	対象作物

対象作物	平均交付単価
てん菜	7,180円/t
らを必要を用むしてよ	11,610円/t
ት ቪ	16,840円/45kg
なたね	9,920円/60kg

[面積払] 当年産の作付面積に基づき交付 2万円/10a(そばについては、1.3万円/10a)



米・畑作物の収入減少影響緩和対策交付金(ナラシ対策)

◇ 農家拠出を伴う経営に着目したセーフティーネットであり、米及び畑作物の農業収入全体の減少による影響を緩和するための制度です。

[対象者]

認定農業者、集落営農、認定新規就農者が対象(規模要件はありません)

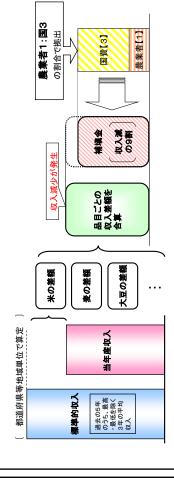
[対象作物]

米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ

[午組み]

米、麦、大豆等の当年産の販売収入の合計(当年産収入額)が標準的収入額 を下回った場合に、その差額の9割を補塡します。

<収入減少影響緩和交付金のイメージ>



経営所得安定対策等推進事業等

- ◇ 農業再生協議会が行う水田フル活用ビジョンの作成・周知や経営所得安定対策等の運営に必要な経費を助成します。
 - ◇ また、都道府県(農業再生協議会)への助成に当たっては、主食用米以外の作物への転換の動きにも配慮します。

果樹·茶産地再生支援対策

対策のポイント ——

果樹・茶産地において、倒木や枝折れ等の被害が生じた場合に、被害果樹・茶の改植及び未収益期間に対する支援を行います。また、果樹の収穫物の運搬や樹体保護に対する支援を行います。

<背景/課題>

平成30年7月豪雨により、倒木や枝折れ等の被害、農業用施設・収穫物運搬設備の破損が発生していることから、産地の継続・再生に向けた支援策が必要となっています。

政策目標

被災した果樹・茶産地の速やかな再生

<主な内容>

- 1. 果樹産地の継続・再生支援
- (1)果樹産地の収益力強化と農業者の経営安定を図る観点から、倒木や枝折れ等の被害が生じた**果樹の改植及び未収益期間に対する支援**を行います。この際、通常の優良品目・品種への面的な改植だけでなく、被害果樹の同一品種への改植や被害を受けた樹体ごとの「スポット的な改植」も可能とします。
- (2) 収穫物の運搬や樹体保護に必要な費用に対する支援を行います。

補助率:定額、1/2 事業実施主体:民間団体

2. 茶産地の継続・再生支援

茶産地の収益力強化と農業者の経営安定を図る観点から、倒木等の被害が生じた茶園の**改植、改植に伴う未収益期間**等に対する支援を行います。

補助率:定額

事業実施主体:農業者等の組織する団体

お問い合わせ先:

果樹について 生産局園芸作物課 (03-3502-5957)

茶について 生産局地域対策官 (03-6744-2117)

果樹への支援

具体的な支援の内容

- <① 改植に必要な苗木代、樹体の撤去費用等>
 - 23万円/10a(みかん等のかんきつ)
 - 17万円/10a(ぶどう、もも、なし等の落葉樹)
 - 33万円/10a(かき、なしのジョイント栽培等)
 - 1/2以内 (その他果樹)

- ※ 自然災害時の特例として、
- ①被害果樹の同一品種への改植
- ②被害を受けた樹体ごとの「<u>スポット</u> 的な改植」
- (被害を受けた樹体を含めた改植の総面積が農家単位で概ね2a以上) も可能です。

<② 未収益期間に必要な肥料代や農薬代等>

- 5.5万円/10a × 改植の翌年から4年分(=22万円/10a)を一括交付
- <③ 収穫物の運搬や樹体保護に必要な費用>
 - ・作業を行うための雇用に係る費用:上限5,600円/人・日
 - ・運搬車・アシストスーツ等の運搬補助機材のレンタル費用: 1/2以内

手続きの流れ

「計画申請(→)、補助金交付(←)の流れ]

①、②の取組:

果樹生産者

<u>③の取組:</u>

生産出荷団体等

計画を作成

「産地協議会」が 産地内の計画を 取りまとめて提出

県基金協会等

県内の計画を とりまとめ提出 全国団体

※事業申請の随時受付、優先的な採択を行います。

茶への支援

具体的な支援の内容

改植等に対して以下の単価で支援(未収益期間に対する支援も含む)。

- ・ 改植、移動改植: **29.3万円**/10a(異なる品種への改植は**33.3万円**/10a)
- 新植: 12万円/10a
- 台切り:7万円/10a
- 担い手への集積等に伴う茶園整理: 5万円/10a
- 棚栽培への転換:4万円/10a
- 棚栽培への転換に必要な資材費: 10万円/10a

手続きの流れ

[計画申請(──) 、補助金交付(←──)の流れ]

<u>茶生産者グループ</u>

茶工場単位等で、

- ・どう改植を進めるか、
- ・誰が生産を担うか などについて話し合い

•

JA·茶生産協議会等

事業実施計画、 品質向上戦略を作成 農林水産省

※下線は8月9日に追加したもの

被災された酪農・畜産経営に対する支援策について

平成30年の梅雨期における豪雨及び暴風雨により被災された酪農・畜産農家の 方々に対して次のとおり支援策を講じます。

1 飼料

(1) 自給飼料の被害に対する支援

自給飼料の被害を受けた酪農・畜産農家に対し、自給飼料の品質低下を抑制するための発酵促進資材や不足する粗飼料の購入経費等への支援を実施します。

【粗飼料確保緊急対策事業】

<具体的な補助対象>・発酵促進資材の購入費助成:補助率1/2以内

・給与前の品質確認のための分析費:定額

・粗飼料の購入費助成:定額(5千円/トン以内)

(2) 酪農・畜産農家に対する飼料代金の支払猶予 (7/6通知済み)

被災による影響で飼料代金の支払が困難となった酪農・畜産農家に対し、飼料代金の支払猶予を飼料関係団体に要請しています。

2 酪農

(1)被災された酪農家に対し、簡易畜舎等の整備、畜舎の修理、飼養管理の付帯施設・機械の簡易な修理、乳用牛の地域内の酪農家への預託、家畜導入、乳房炎の治療・予防等の取組等への支援を実施します。

【酪農経営支援総合対策事業】

<具体的な補助対象>・簡易畜舎等の整備支援:補助率1/2以内

・畜舎・付帯施設・機械の修理:補助率1/2以内

・家畜の避難や預託への支援:補助率1/2以内

・家畜導入の支援:補助率1/2以内(上限:妊娠牛275刊/頭、

繁殖雌牛175冊/頭)

・乳房炎の治療・予防等の取組への支援:補助率1/2以内

(2) 酪農ヘルパー利用への追加支援

【酪農経営支援総合対策事業】

被災された酪農家における応急的な搾乳作業等のためのヘルパー利用を傷病時 等の互助基金の対象に追加します。

(3)生乳流通機材等に関する追加支援

【酪農経営支援総合対策事業】

<u>被災した生乳生産者団体に対して、生乳流通機材及び非常用電源の整備や補改</u> 修に係る補助要件を緩和します。

3 肉用牛

(1)被災された肉用牛農家に対し、簡易畜舎等の整備、畜舎の修理、飼養管理の付 帯施設・機械の簡易な修理、繁殖雌牛の地域内の繁殖農家への預託、家畜導入等 への支援を実施します。

【肉用牛経営安定対策補完事業】

<具体的な補助対象>・簡易畜舎等の整備支援:補助率1/2以内

- ・畜舎・付帯施設・機械の修理:補助率1/2以内
- ・家畜の避難や預託への支援:補助率1/2以内
- ・家畜導入の支援:補助率1/2以内(妊娠牛275冊/頭、

繁殖雌牛175冊/頭)

- (2) 肥育牛1頭当たりの粗収益が生産コストを下回る場合に差額の一部を補塡する 【肉用牛肥育経営安定特別対策事業(牛マルキン)】において、被災された畜産 農家の生産者積立金の納付免除等の特例措置を実施します。
 - ① 生産者積立金の納付免除
 - ・ 平成30年10月末日までに納付期限を迎える生産者積立金を対象に、納付を 免除します。この場合、通常の補塡金の国費相当分(補塡金の3/4)を交付 します。
 - ② 県を越えて移動した肥育牛を交付対象に追加
 - ・ 平成30年10月末日までに他の都道府県に移動して肥育された肥育牛については、補塡金の交付対象となるよう移動制限の要件を緩和します。
 - ・ また、他の都道府県の生産者に権利を承継した肥育牛についても、補塡金 の交付対象となるよう権利義務の承継の要件を緩和します。
 - ③ 肥育牛の前倒し出荷を交付対象に追加
 - ・ 平成30年10月末日までに満12か月齢以上で販売された肥育牛については、 補塡金の交付対象となるよう肥育期間の要件を緩和します。

4 養豚

(1)被災された養豚農家に対し、簡易畜舎等の整備、畜舎の修理、飼養管理の付帯施設・機械の簡易な修理、豚の緊急的な避難、家畜導入等への支援を実施します。 【養豚経営安定対策補完事業】

<具体的な補助対象>・簡易畜舎等の整備支援:補助率1/2以内

- ・畜舎・付帯施設・機械の修理:補助率1/2以内
- ・家畜の避難への支援:補助率1/2以内
- ・家畜導入の支援:補助率1/2以内(子取用雌豚40冊/頭を

上(路)

- (2) 肥育豚 1 頭当たりの粗収益が生産コストを下回る場合に差額の一部を補塡する 【養豚経営安定対策事業(豚マルキン)】において、被災された畜産農家の生産 者負担金の納付免除の特例措置を実施します。
 - ・ 平成30年度第1四半期(平成30年4~6月)分の生産者負担金を対象に、納付を免除します。この場合、通常の補塡金の国費相当分(補塡金の1/2)を交付します。

5 その他

(1) 肉畜の輸送経費の支援

【肉畜出荷円滑化緊急対策事業】

出荷していた産地食肉センターが被災したため、畜産農家が肉畜の出荷先を他 県の食肉処理施設に変更して食肉処理する場合に、肉畜の輸送経費の支援を実施 します。

<具体的な補助対象> ・肉畜の輸送経費:補助率1/2以内(上限:豚1,250円/頭、牛8,500円/頭)

(2) 畜産関係の負債整理資金の緊急的融通 【畜産特別支援資金融通事業】

被災による経営悪化で負債の償還に支障が生じた経営体に対しては、大家畜・ 養豚特別支援資金について、通常の貸付日(5月及び11月の末日)に加え、当面 の間、毎月末日を貸付日として、緊急的に融通します。

(3) (独) 家畜改良センターによる緊急支援

家畜改良センターから、緊急に必要な飼料の供給を実施します。

【お問い合わせ先】

1	(1)	生産局	飼料課	飼料生産計画班	(03-3502-5993)
	(2)		飼料課	需給対策第1班	(03 - 3591 - 6745)
2	(1)	(3)	牛乳乳製品課	生乳班	(03 - 3502 - 5988)
	(2)		畜産企画課	経営企画班	(03 - 3502 - 0874)
3	(1)	(2)	畜産企画課	経営安定班	(03 - 3502 - 0874)
4	(1)		畜産振興課	中小家畜振興推進班	(03 - 3591 - 3656)
	(2)		畜産企画課	経営支援班	(03 - 3502 - 0874)
5	(1)		食肉鶏卵課	食肉流通班	(03-6744-2130)
	(2)		畜産企画課	金融税制班	(03 - 3501 - 1083)
	(3)		畜産振興課	家畜改良センター調整	班
					(03-6744-2276)

粗飼料確保緊急対策事業

サイレージの品質低下防止に要する経費を支援するとともに、代替粗飼料の確保に要する経費を支援します。 〇 平成30年の梅雨期における豪雨及び暴風雨により、デントコーンや牧草の冠水等の被害が生じたことから

サイレージ品質低下防止対策等

者集団等が共同で行う開封後の品質低下防止や給与前の品質確 災害発生後に収穫した30年産牧草サイレージ等について、生産 認の取組を支援

2 代替粗飼料確保対策

30年度中に不足する自給飼料の代替として、生産者集団等が粗飼料を共同購入する取組を支援

[事業内容]

① 生産者集団等が、二次発酵抑制 資材等を共同購入により確保する場合に、購入経費の一部を支援

【補助率】 1/2以内

発酵不良でカビが発生



② 生産者集団等が、給与開始前の品質確認を行う場合に、分析等の経費を支援

入により確保する場合に、購入経費の一部

定額(5千円/t以内)

【補助率】

、代替粗飼料を共同購

生産者集団等が、

[事業内容]

【補助率】定額

給与開始前にサンプリング



安全性を確認した。分析



不足する粗飼料を確保

国産の余剰粗飼料 や輸入粗飼料



酪農経営支援総合対策事業(平成30年梅雨期豪雨支援対策事業)

平成30年における豪雨及び暴風雨により影響を受けた酪農家が、経営を再開・継続できるよう、 簡易牛舎の整備等、被災畜舎・機械等の補改修、緊急的な家畜の避難、家畜再導入、乳房炎対策等 に対する支援を行います。

1 具体的な支援の内容

畜舎、飼養管理附帯施設・機械の補改修等 (補助率: 1/2以内)

補改修に必要な資材の支給(修繕費を含 む)、簡易牛舎等の整備、経営の維持に必要 な既存牛舎の増築







飲水器の補改修

【主な要件】

- ① 簡易牛舎面積:木造500㎡以下、鉄骨 200㎡以下かつ、13㎡/頭以下
- ② 単価:簡易牛舎等の整備2万円/㎡以 内、補改修1万円/㎡以内
- ③ 補助物件一式50万円以上は貸付(家畜、 簡易牛舎等)

家畜の避難(補助率:1/2以内)

- ① 家畜・飼料等の運搬、管理委託費
- ② 避難先における畜舎等の補改修、増築、簡 易畜舎の整備



家畜・飼料等の運搬



乳房炎対策(補助率: 1/2以内)

被災、集乳停止、停電・断 水等が生じた地域における以 下の取組

- ① 搾乳機器等の点検・分解 洗浄、部品交換
- ② 乳房炎の予防及び治療薬 の購入・支給



搾乳機器の点検

家畜の再導入(補助率: 1/2以内、上限額初妊牛・妊娠牛275千円、その他175千円)

死亡、廃用又はやむを得ず売却した乳用牛に代わる乳用牛の導入・貸付







生産者集団等



貸し付け



酪農家

2 手続きの流れ

酪農家

- 罹災証明書、損 壊畜舎等の写真
- 見積請求書、設 置·修繕記録等

農協等

- 事業対象のとりま とめ
- 補助金交付申請

事業実施主体

• 補助金交付申請 (ALIC)

肉用牛経営安定対策補完事業(平成30年梅雨期豪雨支援対策事業)

平成30年における豪雨及び暴風雨により影響を受けた肉用牛農家が、経営を再開・継続できるよう、簡易牛舎の整備、被災牛舎・機械等の補改修、緊急的な家畜の避難、家畜再導入等に対する支援を行います。

1 具体的な支援の内容

畜舎、飼養管理附帯施設・機械の補改修等 (補助率: 1/2以内)

補改修に必要な資材の支給(修繕費を含む)、簡易牛舎等の整備、経営の維持に必要な既存牛舎の増築







飲水器の補改修

家畜の避難(補助率:1/2以内)

- ① 家畜・飼料等の運搬、管理委託費
- ② 避難先における畜舎等の補改修、増築、簡 易畜舎の整備



家畜・飼料等の運搬



簡易牛舎

【主な要件】

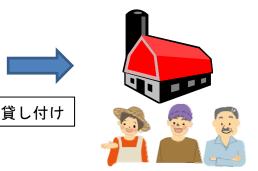
- ① 簡易牛舎面積:木造500㎡以下、鉄骨200㎡以下かつ、13㎡/頭以下
- ② 単価:簡易牛舎等の整備2万円/㎡以内、補改修1万円/㎡以内
- ③ 補助物件一式50万円以上は貸付

家畜の再導入(補助率:1/2以内(上限額:妊娠牛275千円、その他175千円以内)

死亡、廃用又はやむを得ず売却した繁殖雌牛に代わる繁殖雌牛の導入・貸付



生産者集団等



繁殖農家

2 手続きの流れ

肉専用種

肉用牛農家

- 罹災証明書、損 壊畜舎等の写真
- 見積請求書、設 置·修繕記録等

農協等

- 事業対象のとりま とめ
- 補助金交付申請

事業実施主体

• 補助金交付申請 (ALIC)

養豚経営安定対策補完事業(平成30年梅雨期豪雨支援対策事業)

平成30年における豪雨及び暴風雨により影響を受けた養豚農家が、経営を再開・継続できるよう、簡易豚舎の整備、被災豚舎・機械等の補改修、緊急的な家畜の避難、家畜再導入等に対する 支援を行います。

1 具体的な支援の内容

畜舎、飼養管理附帯施設・機械の補改修等 (補助率: 1/2以内)

補改修に必要な資材の支給(修繕費を含む)、簡易牛舎等の整備、経営の維持に必要な既存牛舎の増築





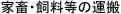


飼料給餌器の補改修

家畜の避難(補助率: 1/2以内)

- ① 家畜・飼料等の運搬、管理委託費
- ② 避難先における畜舎等の補改修、増築、簡 易畜舎の整備







簡易豚舎

【主な要件】

- ① 簡易豚舎面積:木造500㎡以下、鉄骨200㎡以下かつ、 0.77㎡/頭以下
- ② 単価:簡易豚舎等の整備2万円/ポ以内、補改修1万円/ポ以内
- ③ 補助物件一式50万円以上は貸付

家畜の再導入 (補助率: 1/2以内(上限額: 1頭あたり40千円以内)

死亡、廃用又はやむを得ず売却した繁殖用雌豚に代わる繁殖用雌豚の導入・貸付



2 手続きの流れ

養豚農家

- 罹災証明書、損 壊畜舎等の写真
- 見積請求書、設置·修繕記録等

農協等

- 事業対象のとりまとめ
- 補助金交付申請

事業実施主体

• 補助金交付申請 (ALIC)

農業経営者サポート事業

(平成30年梅雨期における豪雨及び暴風雨被害支援対策)

- 対策のポイント ----

専門家が被災農業者を個別に訪問して、農業経営の再開に向けた相談活動を実施します。

1. 事業内容

被災農業者の農業経営の再開ニーズに対応できるよう、農業団体等 と協力して専門家による農業経営の再開に向けた個別訪問相談を実施 します。

また、被災農業者の求めに応じて重点指導農業者に設定した上で、 今後は、都道府県外の専門家も含めて、被災農業者に寄り添って経営 再開に向けた要望等を聞き取る者を被災農業者や被災地域が置かれて いる状況に配慮しながら登録、派遣できるよう支援します。

- 2. 事業主体 民間団体等
- 3.補助率 定額
- 4. お問い合わせ先

経営局経営政策課(03-6744-2148)

6(2)(3)

被災農業者向け農の雇用事業 農の雇用事業(次世代経営者育成派遣研修タイプ)

- 対策のポイント ——

平成30年5月20日から7月10日までの間の豪雨及び暴風雨(以下「平成30年7月豪雨等」という。)による被災農業法人等の従業員等の就業の場を確保するとともに、農業技術等を習得するための研修の実施を支援します。

く背景/課題>

- ・平成30年7月豪雨等による被災農業法人等は、雇用や農業生産活動の維持が困難となっており、**就業の場を確保**することが求められています。
- ・このため、被災農業法人等の従業員等の**就業の場を確保するとともに、農業技術等を**習得するための研修の実施を支援します。

政策目標

被災農業法人等の経営力習得及び雇用の維持

<主な内容>

1. 被災農業者向け農の雇用事業

被災農業者等の施設等の復旧までの間、他の**農業法人等が被災農業者等を一時的に 雇用して研修する場合に必要な経費を助成**します。

支援単価:年間最大120万円(従業員一人あたり研修経費:月額最大9万7千円、

指導者の研修費:年間最大12万円)

支援期間:最長2年間

2. 農の雇用事業 (次世代経営者育成派遣研修タイプ)

被災農業法人等が、**従業員を他の農業法人等に研修目的で派遣する場合に必要な経費を助成**します。

支援単価:年間最大120万円(従業員一人あたり月額最大10万円)

支援期間:3ヶ月~2年間

補助率:定額

事業実施主体:全国農業委員会ネットワーク機構

[お問い合わせ先:経営局就農・女性課 (03-6744-2162)]

多面的機能支払交付金の活動組織を活用した災害復旧活動支援

- 対策のポイント ——

多面的機能支払交付金の活動組織を活用し、平成30年梅雨期に おける豪雨及び暴風雨の影響により損壊等の被害を受けた農地周 りの小規模な水路等に対する地域共同の復旧活動を支援します。

1. 事業内容

被災した農地周りの水路等の地域共同による復旧活動への支援

平成30年梅雨期における豪雨及び暴風雨の影響により破損や機能低下した農地周りの小規模な水路の補修等を行う地域共同の取組を支援します。

2. 事業主体

農業者等の組織する団体

3. 補助率

定額

4. お問い合わせ先

農村振興局整備部農地資源課(03-6744-2447)

農業水路等長寿命化,防災減災事業

- 対策のポイント ——

平成30年梅雨期における豪雨及び暴風雨の被災地域において、 農業水利施設等の被災箇所の復旧と併せて行う施設全体や水利シ ステム全体の長寿命化対策や防災減災対策を支援します。

1. 事業内容

①きめ細やかな長寿命化対策

農業水利施設の老朽化に対応した長寿命化を図るほか、ゲート自動化、パイプライン化、ICT化など水管理や維持管理の労力 軽減に資する取組を支援します。

②機動的な防災減災対策

農業水利施設の機能低下により、災害のおそれが生じている箇所において、その機能を回復するとともに、ため池整備など被害の発生を未然に防ぐための取組や観測機器の設置などリスク管理に資する取組を支援します。

2. 事業主体

都道府県、市町村、土地改良区等

3. 補助率

定額、1/2等

4. 実施要件

(ハード対策)総事業費200万円以上、受益者数2者以上、

事業期間3年以内

(ソフト対策) 事業期間1年以内

5. お問い合わせ先

①の事業 農村振興局水資源課 (03-3502-6246)

②の事業 農村振興局防 災 課 (03-6744-2210)

農地耕作条件改善事業

対策のポイント ——

平成30年梅雨期における豪雨及び暴風雨の被災地域において、農地等の復旧と一体的に行う大区画化、畑地化などの耕作条件の改善や、高収益作物への転換等を図る取組を支援します。

1. 事業内容

平成30年梅雨期における豪雨及び暴風雨の被災地域において、農地等の復旧と一体的に行う以下の取組を支援します。

(1)地域内農地集積型

○**定額助成**:区画拡大、暗渠排水、客土、除れき、湧水処理 水路等の更新整備、先進的省力化技術の導入支援 等

○**定率助成**:区画整理、暗渠排水、農地造成、土層改良、農作業道 営農環境整備支援、管理省力化支援、品質向上支援 等

(2) 高収益作物転換型

基盤整備に加え、高収益作物への転換を図る場合に、販売先の確保や営農定着等に必要な支援を計画策定から一括支援します。「地域内農地集積型」の事業内容に加え、以下の取組が可能です。

○**定額助成**: プラン作成に係る調査・調整、農産物の需給動向の把握 技術習得方法の検討と実践、試験販売等の経営展開の支援 等

○定率助成:実証展示ほ場の設置・運営、導入1年目の種子・肥料への支援 等

(3)農地集積推進型

一定以上の事業規模、農地集積・集団化率の向上等を要件として、農業者の費用 負担の軽減を図りつつ、機動的な基盤整備を実施します。「地域内農地集積型」の 定率助成の事業内容を対象としますが、単独実施は、区画整理、暗渠排水及び農 地造成のみ可能です。

○**定率助成**:区画整理、暗渠排水、農地造成、土層改良、農作業道 営農環境整備支援、管理省力化支援、品質向上支援 等

○集積推進費:農家負担の軽減を図るための推進費を交付 (ハード整備費の最大5.0%(補助率1/2、補助残は地方公共団体))

2. 事業主体

農地中間管理機構、都道府県、市町村、土地改良区、農業法人等

3. 補助率

定額、1/2等

4. お問い合わせ先

農村振興局整備部農地資源課(03-6744-2208)

鳥獸被害防止総合対策交付金

– 対策のポイント ———

平成30年梅雨期における豪雨及び暴風雨により被災した鳥獣被害防止施設等の再整備を支援します。

1. 事業内容

被災地における鳥獣被害防止施設等の再整備

平成30年梅雨期における豪雨及び暴風雨の影響で鳥獣被害防止施設等が被災した地域において、鳥獣被害防止施設等の再整備を行うことにより、安心して営農活動や有害鳥獣の捕獲活動等が再開できるよう支援します。

2. 事業主体

地域協議会、民間団体等

3. 補助率

都道府県へは定額(事業実施主体へは事業費の1/2以内等)

4. お問い合わせ先

農村振興局農村環境課鳥獣対策室(03-3591-4958)

7 (5)	1 .	イが該当
7 (6)	1.	ア、が該当

農村地域防災減災事業(公共) 農業水路等長寿命化·防災減災事業(非公共)

対策のポイント

平成30年梅雨期における豪雨及び暴風雨により発生したため池被害等を踏まえ、ため池の総合的な防災・減災対策を支援します。

1. 事業内容

- ①農村地域防災減災事業(公共)
 - ア ため池の整備(豪雨対策・地震対策、長寿命化対策、廃止等) 及び災害の発生を未然に防止するために必要な監視・管理体制 の強化、ハザードマップの作成、整備を進めるために行う権利 関係の調整 等
 - イ 下流の家屋等に被害を与える可能性のあるため池の緊急点検、 早急に応急整備が必要なため池の整備
- ②農業水路等長寿命化·防災減災事業(非公共)
- ①の事業対象とならない小規模なため池について、①アと同様の対策を機動的に実施

2. 事業主体

都道府県、市町村、土地改良区等

3. 補助率

定額、1/2等

4. 実施要件

①の事業

ため池の整備 受益面積2ha以上かつ総事業費800万円以上 等

②の事業

総事業費200万円以上、受益者数2者以上、事業期間3年以内(ハード対策)等

5. お問い合わせ先

- ①の事業 農村振興局防災課(03-6744-2210)
- ②の事業 農村振興局水資源課 (03-3502-6246)

林業・木材産業成長産業化促進対策 (平成30年梅雨期における豪雨及び暴風雨被害対策)

対策のポイント

木材加工流通施設等の撤去・復旧・整備を支援します。

く背景/課題>

- ・平成30年の梅雨期における豪雨及び暴風雨は、西日本を中心とした各地域の林業・木 材産業に甚大な被害をもたらし、製材工場などの建屋や製材機械が大きく損壊しまし た。
- ・今後、被災地の一刻も早い復旧を図るためには、木材加工流通施設等の復旧・再建を 支援することによる地域経済の早期再生が急務となっています。
- ・このため、木材加工流通施設等の撤去・復旧・整備に対する支援に緊急的に取り組み、 地域経済の再生等を図る必要があります。

政策目標

被災地域における林業・木材産業の再建

く主な内容>

被災した木材加工流通施設、特用林産施設等、被災地域における林業・木材産業の再 建に必要な機械施設の復旧・整備を支援します。また、被災施設の撤去等の費用も支援 します。

交付率:都道府県へは定額(事業実施主体へは事業費の1/2以内)

事業実施主体:地方公共団体、民間団体等

お問い合わせ先:

林野庁経営課 (03-3502-8055) 林野庁木材産業課 (03-6744-2290)

治山事業 (公共)

- 対策のポイント ———

平成30年の梅雨期における豪雨及び暴風雨により発生した山地災 害等に対応するため、荒廃山地等の復旧整備を実施します。

1. 事業内容

平成30年の梅雨期における豪雨及び暴風雨により発生した山地災害等に対応するため、荒廃山地等の復旧整備を実施するとともに、山地災害の危険性が高い地区の事前防災・減災対策を推進します。

2. 事業主体

国、都道府県

3. 国費率

10/10、1/2等

[お問い合わせ先:林野庁治山課(03-6744-2308)]

森林整備事業 (公共)

- 対策のポイント -----

平成30年の梅雨期における豪雨及び暴風雨により被災した森林の整備及び森林作業道の復旧を実施します。

1. 事業内容

平成30年の梅雨期における豪雨及び暴風雨により被災した森林の整備及びこれと一体的に行う森林作業道の復旧・改良事業を実施します。

2. 事業主体

都道府県、市町村、森林組合、森林所有者等

3. 補助率

3/10等

[お問い合わせ先:林野庁整備課(03-3502-8065)]

豪雨災害復旧対策緊急山地調査事業(公共)

【(4,693)百万円】

- 対策のポイント ——

航空レーザ計測により被災地域を広域かつ迅速に把握・分析し、被災地域の二次災害防止等の対策を検討するための調査を実施します。

<背景/課題>

- ・平成30年7月豪雨が発生し、西日本を中心に、山地災害により多くの人命・財産が失われるなど甚大な被害が生じ、加えて潜在的な小崩壊等が発生するなどにより地盤が脆弱になっている恐れがあります。被災地域においては、本格的な台風時期を迎える前に崩壊危険箇所を把握し、被災状況に応じた対策を講じる必要があります。
- ・そのため、広範囲にわたって迅速に詳細なデータの取得が可能な航空レーザ計測を用いて調査を行うことで、詳細な微地形情報等の把握・解析による崩壊危険箇所を判定し、復旧・予防対策の検討を実施するとともに、地域住民への危険箇所の周知や治山ダムの排土などの応急対策により、地域の安全を確保することが必要です。

政策目標

復旧・予防対策を検討するための山地の被災状況の把握・分析

<主な内容>

1. 航空レーザ計測による、崩壊危険箇所の調査

航空レーザ計測を用いて、詳細な微地形情報等の把握・解析による崩壊危険箇所の判定を行い、地域住民への危険箇所の周知や既存施設の活用等により地域の安全を確保します。

2. 航空レーザ計測成果を用いた復旧対策の検討

航空レーザ計測の成果を活用し、適切な工種・工法等を検討します。

国費率:10/10 事業実施主体:国

お問い合わせ先

林野庁治山課 (03-6744-2308 (直))

水産多面的機能発揮対策事業

1 目的

平成30年7月豪雨による流木等の沿岸海域等への流入により、二枚貝などの地域の主要生物資源への影響等が懸念されている。

このため、流木等により影響を受けた沿岸海域等の環境を緊急に改善するため、漁業者等により構成された活動組織が行う環境・生態系保全活動を支援する。

2 事業内容

漁業者等により構成された活動組織が行う流木等の回収・処理などの環境・生態系 保全活動を支援する。

(事業の仕組み)

都道府県、市町村及び漁業者団体等による地域協議会を設置し、国は地域協議会に交付金を交付する。

地域協議会は、漁業者等により組織された活動組織が行う活動に対し交付金 を交付する。

3 事業実施主体

地域協議会等

4 特例措置

平成 30 年7月豪雨による影響を受けた沿岸海域等の環境を緊急に改善するために行う環境・生態系保全活動については、通常3割以上の地方費の上乗せを伴わなくとも優先的に採択可能とするとともに、災害対策として行う同一活動項目の重複実施については制限を不適用。

5 担当課

水産庁計画課 03-3501-3082(直)

災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業の概要

1.目 的

洪水、台風等により海岸に漂着した流木及びゴミ等並びに外国から海岸に漂着したものと思われる流木及びゴミ等が異常に堆積し、これを放置することにより、海岸保全施設の機能を阻害することとなる場合に、緊急的に流木等の処理を実施

2.採択基準

- (1)海岸保全区域内に漂着したもの
- (2)堤防、突堤、護岸、胸壁、離岸堤等の海岸保全施設の区域及びこれら施設から1キロメートル以内の区域に漂着したもの
- (3)漂着量が1,000m3以上のもの
 - ※ 本事業の対象となる流木及びゴミ等の漂着範囲が複数の海岸であり、関係者が協働して一体的・効率的に処理する場合には、事業主体数にかかわらず漂着量の合計が1,000m3以上であれば、補助対象となる。ただし、1事業主体の補助対象となる事業費は、200万円以上とする。

3.事業実施主体:海岸管理者(都道府県、市町村)

4.補助率 : 1/2

5. 問い合わせ先

水産庁漁港漁場整備部防災漁村課 (03-3502-5638) 農村振興局整備部防災課 (03-6744-2211)